

組合員各位

本組合定款第5条の定めにより次のとおり公告する。

第 51 回通常総会議案を下記の通り提出いたします。

令和 8 年 5 月 20 日
標茶町農業協同組合
代表理事組合長 鈴木 重充



議案および参考事項

決算報告 令和7年度 貸借対照表、損益計算書、および注記表ならびに会計監査人および監事の監査報告について

別記のとおり報告いたします。

議案第 1 号 定款の一部変更について

【 特別決議事項 】

下記により変更いたしたい。

1. 変更の理由

財務基盤強化のため、次の内容の出資金関係の変更を行う。

- (1) 出資金持ち口数を引き上げたい。(金額で 500 万円の上限を個人で 1,000 万円、法人で 2,000 万円に変更する。)
- (2) 組合員加入促進を図るため、出資金1口金額の引き下げを行いたい。(1口 5,000 円を 1口 1,000 円に変更する。)

なお、②の変更にともない、定款第 23 条の変更については、出資 1 口を 5 口に分割する事により、出資の総口数を 270,071 口(令和8年 3 月 31日現在)から 1,350,355 口に増加する事といたしたい。

2. 変更の内容 ~ 別記のとおり。

なお、変更認可申請に際し、行政庁から字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任願いたい。

議案第 2 号 令和7年度 事業報告、剰余金処分案の承認について

令和7年度の事業報告、剰余金処分案を確定させるために承認を願うものです。

別記のとおり承認願いたい。

議案第 3 号 令和8年度 事業計画の設定について

令和8年度の事業計画の承認を願うものです。

別記のとおり設定いたしたい。

なお、年度の途中において、事業計画のうち軽微な事項について、一部変更を要するに至った時は、理事会に一任願いたい。

議案第 4 号 賦課金の賦課および徴収方法について

定款第 24 条に定めのある経費の賦課について、令和8年度の賦課金について承認を願うものです。

営農指導事業に係わる賦課金の賦課および徴収方法については、別記のとおりといたしたい。

議案第 5 号 自己資本の造成について

令和8年度の自己資本の造成について承認を願うものです。

1. 令和8年度の経営安定貯金は、主たる生産物の3.0%を積立といたしたい。
2. 出資金の造成は、出資配当金を出資最高口数(個人 10,000 口、法人 20,000 口)に達するまで、毎年、出資金へ充当いたしたい。

議案第 6 号 役員報酬の支給について

令和8年度の役員の報酬について承認を願うものです。

令和8年度の役員の報酬等については、組合員7名から構成される「役員報酬審議委員会」において、昨年度の支給実績および事業実績、経済情勢の変化等を検討して出された「答申」を踏まえ、次のとおりといたしたい。

1. 理事 10 名の報酬の総額は、31,146,000 円の範囲内とし、各理事の報酬額、支給方法については、理事会に一任願いたい。
ただし、理事報酬額には、使用人兼務理事の使用人分給与は含まないものとする。
2. 監事4名の報酬の総額は、9,600,000 円の範囲内とし、各監事の報酬額、支給方法については、監事会に一任願いたい。

議案第 7 号 農地信託規程の一部変更について

下記により変更いたしたい。

1. 変更の理由

- (1) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等促進事業が廃止された事を受け、農地中間管理事業を活用する現行の方法に沿う様に所要の変更を行いたい。
- (2) 法改正による条項のずれ等の軽微な修正を行いたい。

2. 変更の内容 ~ 別記のとおり。

なお、変更認可申請に際し、行政庁から字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任願いたい。

議案第 8 号 宅地等供給事業実施規程の一部変更について

下記により変更いたしたい。

1. 変更の理由

宅地等供給事業実施規程における事業の実施地区をこれまでの範囲に加え、新たに隣接する他の組合以外の組合の地区内まで拡大する事としたい。

2. 変更の内容 ~ 別記のとおり。

なお、変更認可申請に際し、行政庁から字句等の修正について指示があった場合には、その処理を理事会に一任願いたい。

- 報告事項 1 「JA バンク基本方針」の変更について**
定款第 40 条第 2 号の規定に基づき、別記のとおり報告いたします。
- 報告事項 2 労働保険事務組合の令和7年度徴収・納付状況の報告について**
別記のとおり報告いたします。
- 報告事項 3 子会社等の決算報告について**
別記のとおり報告いたします。